

○赤磐市建設工事執行規則

平成17年3月7日

規則第204号

(趣旨)

第1条 この規則は、市費で支弁する建設工事であって、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条に規定する建設工事(以下「工事」という。)の執行について必要な事項を定めるものとする。

(工事の執行方法)

第2条 工事の執行方法は、直営及び請負とする。ただし、直営により執行する場合においても、その一部を請負に付することができる。

(直営工事とする場合)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、直営により工事を執行する。

- (1) 請負に付することを不相当と認めるとき。
- (2) 急を要するため請負に付する暇がないとき。
- (3) 請負契約を締結することができないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか直営により工事を執行する必要があるとき。

2 直営工事の執行方法について必要な事項は、市長が別に定める。

(工事の請負契約の相手方の資格)

第4条 工事の請負契約の相手方となることができる者は、法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、法第3条第1項ただし書に掲げる工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、市長が特にその者を契約の相手方とすることが適当であると認めたときは、この限りでない。

(契約書の作成)

第5条 市長は、工事の請負契約の締結に際しては、市長が別に定める工事請負契約書(以下「契約書」という。)を作成しなければならない。

2 契約書は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合にあつては落札者を決定した日から、随意契約による場合にあつてはその契約の相手方を決定した日からそれぞれ14日以内に契約を締結する者と協議して作成するものとする。ただし、契約書の作成期限の日が赤磐市の休日を定める条例(平成17年赤磐市条例第2号)第1条に規定する赤磐市の休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、休日の翌日をその期限の日とする。

(契約の変更)

第6条 工事の請負契約の内容を変更する場合においては、市長が別に定める工事請負変更契約書を作成しなければならない。

(契約書の記載事項)

第7条 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工期
- (4) 契約保証金の額
- (5) 解体工事に要する費用等
- (6) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (7) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (8) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (9) 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (10) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における損害金の負担に関する定め
- (11) 市が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (12) 市が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (13) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (14) 契約の当事者が債務の本旨に従った履行をしない場合又は債務の履行が不能である場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他必要な事項

(契約保証金の減免)

第8条 次に掲げるものを除き、赤磐市財務規則（平成17年赤磐市規則第55号）第155条第3号の規定は、適用しない。

- (1) 請負代金の額が200万円未満の工事
- (2) 特定建設工事共同企業体に請け負わせる工事

(契約解除の通知)

第9条 市長は、契約を解除するときは、書面により速やかにその旨を、請負者に通知するもの

とする。

(契約の解除に伴う措置)

第10条 市長は、契約を解除した場合において、工事に出来形部分（工事現場に搬入した工事材料を含む。以下同じ。）があるときは、当該部分につき、検査を行い、検査に合格した部分については引渡しを受け、当該部分に対する請負代金相当額（第33条の規定による前金払又は第35条の規定による部分払があったときは、前払金の額又は部分払金の額を控除した額）を請負者に支払うものとする。この場合において、契約に定めるところにより、違約金を徴収するときには、支払金は、これと差引精算するものとする。

2 市において前項の引渡しを受けない物件があるときは、請負者をして協議の上定めた期間内にこれを引き取らせ、その他原状に復させなければならない。

(請負契約に関する紛争の解決)

第11条 請負契約に関して、紛争を生じたときは、法第25条の10の規定により建設工事紛争審査会に建設工事紛争処理の申請をするものとする。この場合において、必要な経費は請負者と協議して負担するものとする。

(入札の公告等)

第12条 市長は、入札に付そうとするときは、入札に関し必要な事項を一般競争入札にあっては市長が適当と認める掲示場に掲示して公告し、指名競争入札にあっては指名する者に対して通知するものとする。

2 前項の公告又は通知は、入札の期日の前日から起算して少なくとも次の各号に定める日前までに行うものとする。ただし、急を要する場合においては、第2号及び第3号の期間にあっては5日以内に限り、短縮することができる。

(1) 設計金額が500万円未満の工事については1日以上

(2) 設計金額が500万円以上5,000万円未満の工事については10日以上

(3) 設計金額が5,000万円以上の工事については15日以上

(入札の手続)

第13条 入札は、市長が別に定める入札書を1件ごとに作成し、指名の日時までに入札者又はその代理人自ら指定の場所に提出させて行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合、書留郵便をもって提出させることができる。

(開札)

第14条 開札は、関係職員2人以上立会いの上、入札の公告又は通知に示した場所及び日時に開札に立ち会った入札者の面前において行うものとする。

2 市長は、落札者を決定した場合は、その結果を入札者全員に示さなければならない。

(電磁的方法による入札の特例)

第14条の2 電磁的方法（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。）による入札については、第13条及び前条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

（随意契約）

第15条 市長は、随意契約を行うときは、なるべく2人以上の者から市長が別に定める見積書をあらかじめ相当の見積期間を設けて徴するものとする。ただし、電磁的方法により見積書を作成する場合の様式は、この限りでない。

2 市長は、前項の見積書を提出した者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方に決定しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（請負工事の監督）

第16条 市長は、工事の施工について、請負者又は第21条の規定による請負者の現場代理人（以下「請負者等」という。）を指示監督するものとする。

2 前項の指示監督については、市長から委任を受けた者（以下「監督員」という。）に行わせることができる。

3 監督員は、市長が委任したもののほか、契約書及び設計図書（設計書、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

（1） 契約の履行についての請負者等に対する指示、承諾又は協議

（2） 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書の承諾

（3） 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

4 監督員は、請負者等をして市長が別に定める監督日誌及び材料検査簿を備えさせ、監督事項又は検査事項を記入し、当該請負者等をして押印させるものとする。

（工程表等の作成）

第17条 市長は、請負者に対し設計図書に基づく実施工程表を作成させ、これを提出させるものとする。ただし、請負代金の額が500万円を超えない工事についてはこれを省略させることができる。

2 市長は、必要と認めるときは、設計図書の定めるところにより請負者に対し請負代金内訳書を提出させることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第18条 市長は、特に必要と認めて承認した場合のほか、請負者をして契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は工事目的物若しくは第35条の規定による部分払のための検査を受けた工事材料を第三者に譲渡し、貸与し、若しくは抵当権その他担保の目的に供させてはならない。

(一括委任等の禁止)

第19条 市長は、請負者をして工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(一部下請負)

第20条 市長は、請負者が工事の一部を下請負に付したときは、すべての下請負人につき市長が別に定める下請負届出書を直ちに提出させなければならない。ただし、市長が別に定める施工体制台帳を作成した場合は、これに代えることができる。

(現場代理人、主任技術者等)

第21条 市長は、請負者をして工事着手の時期までに現場代理人並びに主任技術者又は監理技術者及び専門技術者（法第26条の2第1項に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めさせ、書面をもって届け出させるものとする。現場代理人、主任技術者、監理技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。

(工事関係者に対する措置請求)

第22条 市長又は監督員は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者、請負者が工事を施工するために使用している下請負人等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置を請求するものとする。

(材料検査)

第23条 市長は、設計図書によって監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用させなければならない。

2 監督員は、請負者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

3 第1項の検査に必要な費用は、請負者に負担させるものとする。

4 市長は、工事現場に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出させてはならない。

5 市長は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、請負者をして遅滞なく工事現場外に搬出させなければならない。

(監督員の立会、調査及び工事記録の整備)

第24条 市長は、設計図書において次の指定を行うものとする。

- (1) 監督員の立会の上調合し、又は調合について見本検査を受けて使用すべき工事材料の指定
- (2) 見本又は工事写真等の記録を整備すべき工事材料の調合又は工事の施工の指定
- (3) 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から明視することのできない工事のうち特に監督員の立会の上施工すべき工事の指定

2 監督員は、請負者から前項の規定による立会又は見本検査を求められたときは直ちにこれに応じなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第25条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しない場合においては、改造その他必要な措置をとることを請負者に請求するものとする。

2 市長又は監督員は、請負者が前2条の規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、請負者に負担させるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第26条 契約担当者は、請負者の責めに帰すべき理由により、請負者が契約書に規定する債務の本旨に従った履行をしない場合又は当該債務の履行が不能である場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 工期内に工事を完成することができない場合において、前項の規定により損害の賠償を請求するときは、その損害金の額は、遅延日数に応じ請負金額に年2.6パーセントの割合を乗じて得た金額とする。

3 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(しゅん功検査)

第27条 市長が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、工事が完成し、請負者から市長が別に定める工事完成届の提出があったときは、市長がこれを受理した日から起算して14日以内にしゅん功検査を行うものとする。

2 しゅん功検査は、あらかじめその日時を請負者に通知して行うものとする。

3 検査員は、しゅん功検査に当たり、工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認めるときは、工事目的物の一部を取り壊して検査するものとする。この場合においては、速やかに請負者をして原状に復させるものとする。

(修補)

第28条 検査員は、工事がしゅん功検査に合格しなかったときは、直ちに請負者に工事目的物の修補をさせなければならない。

2 前項の規定による修補が完了し、請負者から市長が別に定める工事修補完了届の提出があったときは、修補の完了をもって工事の完成とみなし前条の規定を適用する。

(しゅん功検査等の経費及び日数)

第29条 しゅん功検査又は修補若しくは原状回復に要する経費は、すべて請負者に負担させ、これらに要する日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(所有権の移転等)

第30条 工事目的物の所有権は、しゅん功検査に合格した時をもって市に移転するものとする。

2 工事目的物は、しゅん功検査に合格すると同時に引渡しがあったものとする。

(出来形検査)

第31条 検査員は、工事の一部が完成し、請負者から出来形検査の申請があったときは、出来形検査を行うものとする。

2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の出来形検査について準用する。

3 出来形検査又は原状回復に要する経費は、すべて請負者に負担させるものとする。

(契約不適合責任)

第32条 契約担当者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、請負者に対し、当該工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

2 前項本文の場合において、請負者は、契約担当者に不相当な負担を課するものでないときは、契約担当者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項本文の場合において、契約担当者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約担当者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約担当者がこの項の規定による催告をしても第1項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(前金払)

第33条 市長は、請負金額が500万円以上の工事であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と請負者との間で締結した保証契約に係るものに要する経費については前金払をすることができる。

2 前項の規定による前払金の額は、当該経費の10分の4以内の額とする。

3 市長は請負金額が1,000万円以上の工事について、前2項の規定による前金払をした後、請負者が保証事業会社と中間前払金に関し保証契約を締結したときは、当該請負者に対し、当該保証契約に係る工事に要する経費の10分の2以内の金額の中間前払をすることができる。

(前払金の請求書)

第34条 市長は、前条の規定により前金払をするときは、請負者に市長が別に定める前払金請求書を提出させなければならない。

(部分払)

第35条 市長は、工事完成前に工事の出来形部分を確認するための検査員の検査に合格したものに相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、部分払をすることができる。

2 市長は、前項の規定により部分払をするときは、請負者から市長が別に定める部分払金請求書を提出させなければならない。

3 第1項の規定による部分払の回数は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数の範囲内において行うものとする。ただし、工事の中止その他特別の事情により市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 請負金額が1,500万円未満までの工事 1回

(2) 請負金額が1,500万円以上の工事 2回

4 部分払の回数は、毎月1回を超えることができない。

(請負代金の支払)

第36条 市長は、第27条第1項又は第28条第2項の規定による検査に合格し、請負者から市長が別に定める請負代金請求書により請負代金の支払の請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

2 市長の責めに帰すべき理由により、前項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、未払金額につき、遅延日数に応じ年2.6パーセントの割合を乗じて得た額を遅延利息として請負者に支払わなければならない。

3 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(その他)

第37条 工事の執行については、この規則に定めるもののほか、赤磐市財務規則（平成17年

赤磐市規則第55号) その他別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山陽町建設工事執行規則(平成11年山陽町規則第23号)、赤坂町建設工事執行規則(平成5年赤坂町規則第31号)又は吉井町工事執行規則(昭和56年吉井町告示第10号)の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日規則第68号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月19日規則第106号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年2月28日規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日規則第32号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月23日規則第16号)

この規則は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則(平成21年5月7日規則第30号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年7月10日規則第43号)

この規則は、平成21年7月10日から施行する。

附 則(平成21年11月4日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月29日規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月17日規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規則第28号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月11日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月18日規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月20日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第18号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日規則第31号）

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に公告又は指名通知された工事については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に公告又は指名通知された工事については、なお従前の例による。